

綾瀬市職員希望降格制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、降格を希望する職員の意向を尊重し、希望を承認することにより職員の職務遂行に対する意欲の向上を図り、もって組織の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱による「降格」とは、職員自らの意志による申出に基づき、任命権者が地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第17条の規定により、下位の職に任命し、職務の級を変更することをいう。

(対象職員)

第3条 降格を希望することができる職員は、綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年綾瀬町条例第6号）別表行政職給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける職員のうち職務の級が5級以上の者で、仕事上の理由で身体的、精神的に現在の職責を果たすことが著しく困難であるものとする。

(希望の申出)

第4条 降格を希望する職員は、降格希望申出書（別記様式）を、所属の長を経由し、任命権者に提出するものとする。

(申出の承認)

第5条 任命権者は、降格希望申出書の提出があったときは、降格の適否について副市長、人事担当部長及び課長の合議をもって判定し、降格を適当と認めたときは、降格を承認するものとする。

2 前項の判定において、任命権者は、職員の希望を十分尊重するものとする。

(降格)

第6条 任命権者は、降格の希望を承認したときは、当該職員を当該職員に適用される給料表の1級下位の職務に降格させるものとする。

2 降格の時期は、承認の日以後の最初の4月1日とする。ただし、任命権者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 降格後の職員の給料月額、綾瀬市一般職の職員の初任給・昇格・昇給等に関する規則（昭和36年綾瀬町規則第5号）第19条の規定にかかわらず、降格した日の前日に受けていた給料月額の直近下位の8号給下位の給料月額とする。

4 この要綱の規定に基づき降格した職員は、法第49条の2第1項に規定する不服

申立てをすることができないものとする。

(降格理由がなくなった場合の取扱い)

第7条 降格を希望した理由がなくなった場合は、勤務実績、健康状態等により判断し、昇格又は昇任の対象とすることができる。

附 則

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月29日から施行する。

降格希望申出書

年 月 日

任 命 権 者 殿

所 属
職 名
氏 名 ⑩

次のとおり降格を希望するので申し出ます。

降格を希望する理由	
降格後に従事したい職務	
その他（要望・意見等）	